

資料編

< 目次 >

- 1 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業・・・・・・・・・・・・・・・・資-1
 - (1) 事業費内訳
 - (2) 個別事業説明

- 2 横浜みどり税条例における税の軽減措置について・・・・・・・・資-31
 - (1) 緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
 - (2) 指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

- 3 関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・資- 35
 - 図 市街化調整区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布
 - 図 市街化区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布
 - 行政区別緑被率の推移
 - 図 緑の10大拠点

1 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業

新規・拡充施策の事業費は、現時点では、以下のとおりです。

これらの事業については、施策の進捗状況など適切な評価を随時行い、柔軟に対応できるよう、適宜、見直しを検討してまいります。

なお、事業費に関しては、今後の予算によります。

(1) 事業費内訳

ア 樹林地を守る施策

（平成21年度～25年度事業費合計） <約484億円>

（単位：億円）

	施策	5ヵ年事業費 (うち一般財源)
継続保有の促進 (できるだけ 持ち続けてもらう)	●緑地保全制度等の拡充	—
	●篤志の奨励制度	
維持管理推進 (安心して 持ち続けてもらう)	●安全・明るい森づくり	35 (35)
	●森の守り人育成	
利活用促進 (里山を活かした楽 しみと資源の活用)	●森の楽しみづくり	8 (8)
	●森づくり市民提案制度の創設	
	●森の資源循環促進	
	●ウェルカムセンター等の整備	
	●森林教室等の開講	
確実な担保 (いざという時の 買取りなど)	●緑地保全制度による地区指定拡大と買取り	441 (89)
	●よこはま協働の森基金制度の見直し	
	●国への制度要望	

イ 農地を守る施策

（平成21年度～25年度事業費合計） <約57億円>

（単位：億円）

	施策	5ヵ年事業費 (うち一般財源)
継続保有の促進 (できるだけ 持ち続けてもらう)	●生産緑地制度等の活用	7 (1)
農業振興 (地産地消などに着 目した農業振興策)	●地産地消の推進	9 (9)
	●施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入	

農地保全 (周辺環境との 調和と生産性向上)	●田園景観や水田の保全対策	8 (8)
	●生産基盤整備の拡充	
	●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備	
担い手育成 (農業を支える多様 な担い手)	●機械作業の受託組織の育成	3 (3)
	●コーディネーターの活用	
	●農業後継者・横浜型担い手育成	
	●農地の貸し手への支援	
確実な担保 (いざという時の 買取りなど)	●公的機関による買取及びあっせん	30 (5)
	●国への制度要望	

ウ 緑をつくる施策

(平成21年度～25年度事業費合計) <約56億円>

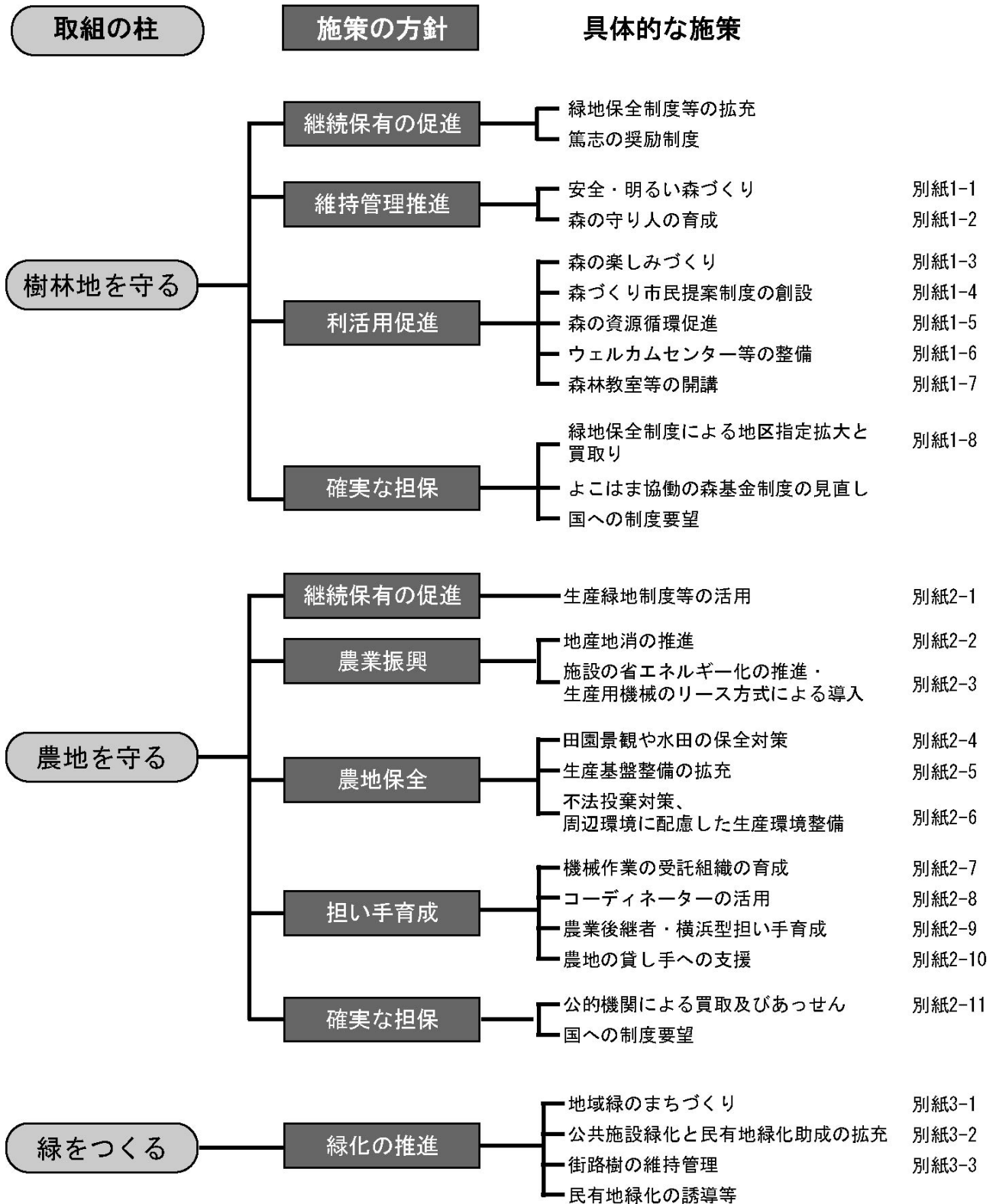
(単位: 億円)

	施策	5ヵ年事業費 (うち一般財源)
緑化の推進 (地域で取組めば 効果もアップ)	●地域緑のまちづくり	56 (56)
	●公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	
	●街路樹の維持管理	
	●民有地緑化の誘導等	

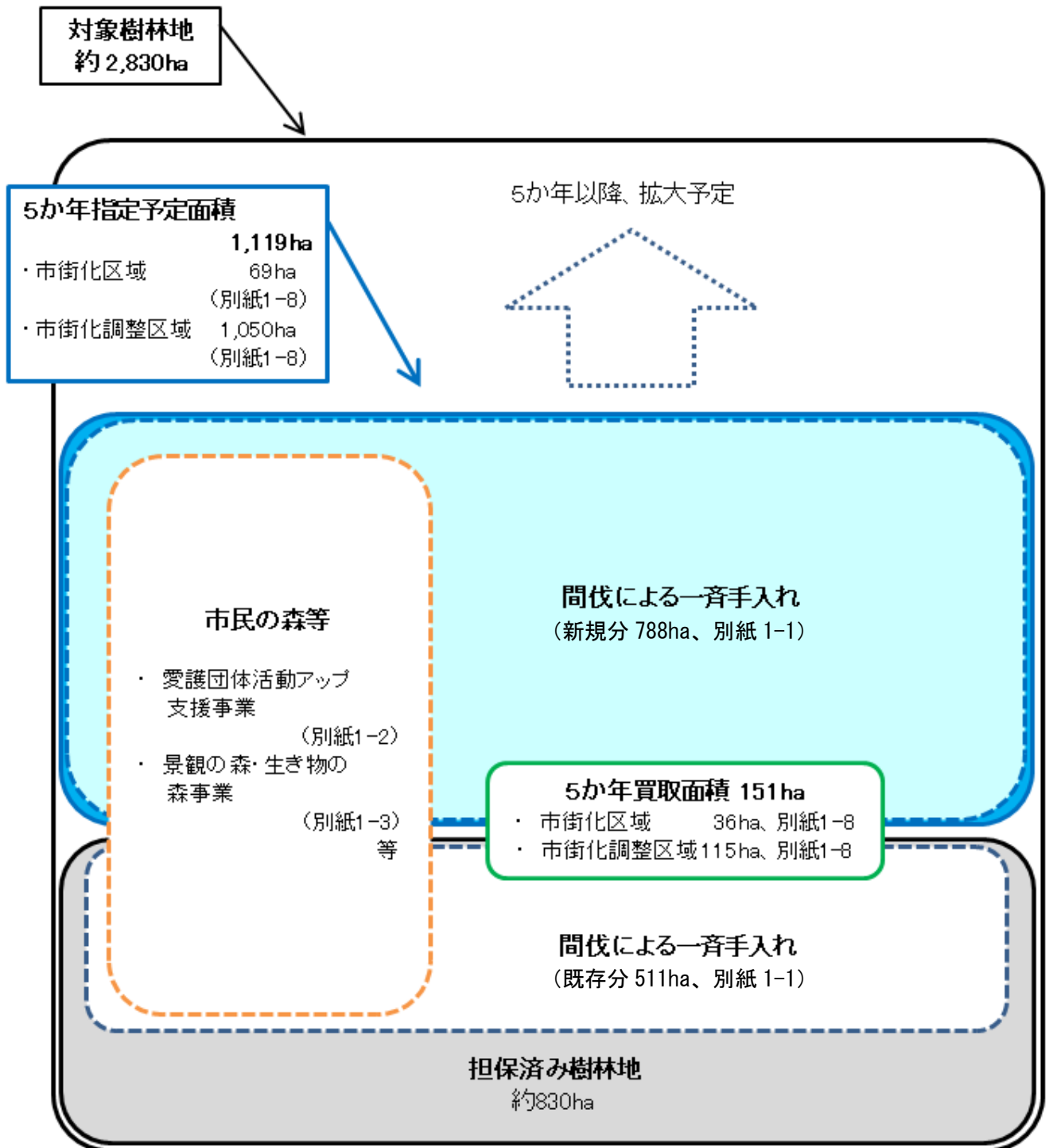
エ 合計

平成21年度～25年度の5ヵ年事業費 合計	約597億円 (約214億円)
平成21年度～25年度の単年度平均	約119億円 (約43億円)

(2) 個別事業説明



事業対象となる樹林地の面積、5年間の指定予定面積
及び緑地再生・管理事業等の対象面積



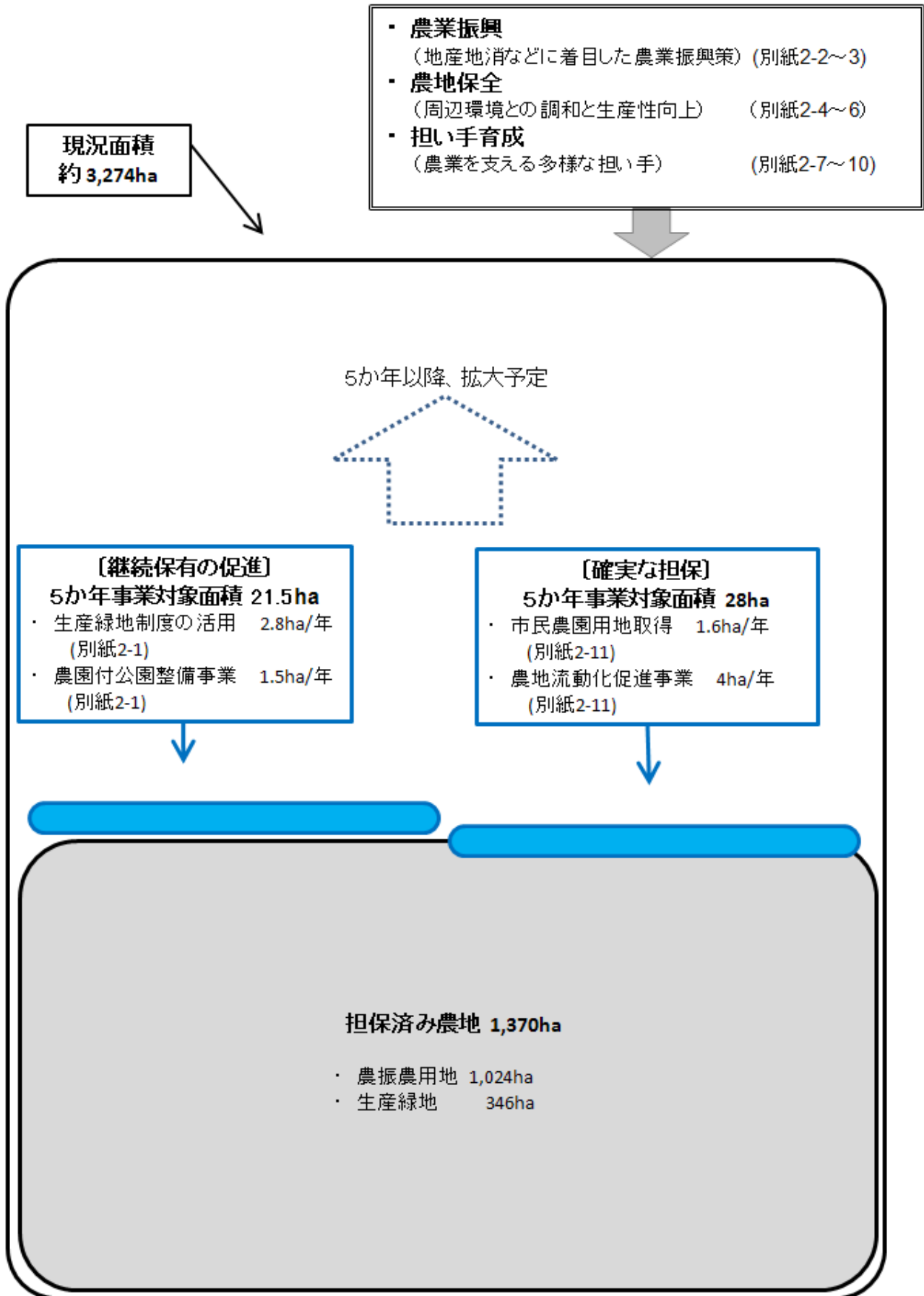
樹林地施策 概念図

※ 間伐による一斉手入れは、市民の森等の保全状態等から指定地の7割を対象とし、指定した翌年から実施します。

※ 民地境界部草刈り等は、5か年指定予定面積(1,119ha)と担保済み樹林地(約830ha)のすべてを対象とします。

※ 「別紙〇-〇」とは、個別事業の番号を示しています。

農地の現況面積及び5年後の施策ごとの確保面積の目標値



農地施策 概念図

※ 「別紙〇-〇」とは、個別事業の番号を示しています。

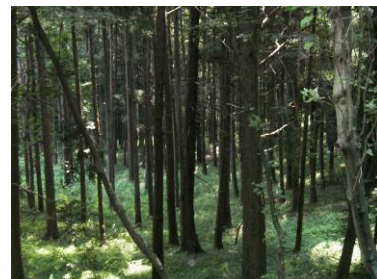
安全・明るい森づくり

樹林地のイメージアップを図り、多くの市民が安全に市民の森等を利用できるように、手入れが行き届かない樹林を、市民とともに保全管理計画を立て、明るく安全な森として再生させます。

1 緑地再生・管理事業 【拡充】

里山の森は、手入れを十分にせず放置すると林の中が暗くなり、植生が貧弱になってしまいます。明るく、多様な動植物が生息する健全な森とするため、特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地のうち必要な箇所について、間伐を主とした一斉手入れ等を行います。

また、住宅地との境界部においても草刈りを実施する等、樹林地を良好な状態で管理します。



暗い樹林地

* 間伐による一斉手入れ : 2,728 百万円

3百万円/ha×1,299ha(既存分 511ha、新規分 788ha)×0.7=2,728 百万円
(市民の森等の保全状態等から指定地の7割を対象とする)

* 民地境界部草刈り等 : 379 百万円

新規分 外周(延べ 425km)×草刈幅(3m)×0.1 千円/m²=127 百万円

拡充分 外周(延べ 660km)×草刈幅(2m)×0.1 千円/m²=132 百万円

その他愛護会委託等による管理 120百万円

2 緑地防災・安全対策事業 【拡充】

市民の森等を市民が安全に活用できるよう、危険斜面の崩壊予防等の整備を行います。

また、住宅地と接している樹林地外周部において、危険樹木の撤去等を実施します。



住宅にがけ崩れ



住宅屋根に倒木

* 危険斜面整備 : 100 百万円

危険斜面 400 m²×施工単価 50 千円/m²×5箇所=100 百万円

* 外周樹木撤去等 : 193 百万円

新規分 外周(延べ 425km)×1 本/230m×69 千円/本=127 百万円

拡充分 外周(延べ 660km)×1 本/690m×69 千円/本=66 百万円

3 市民協働による緑地維持管理事業 【拡充】

管理水準等を明確化した保全管理計画を市民との協働で策定し、この計画に基づいて樹林地の維持管理を実施します。

* 委託費等 : 8百万円/年×5年=40 百万円

森の守り人の育成

市民との協働により、森の手入れ等の維持管理を推進するとともに、市民の利用を促進するため、森にかかわる人材育成を進めます。

また、森づくりに携わる市民の森等の愛護会活動への支援を拡充し、市民協働による樹林地保全活動の拡大を図ります。

1 森づくりリーダー等育成事業 【新規】

(1) 森づくりボランティア

森の手入れ活動をするボランティアを育成します（250人）。
四季折々の手入れがあることから、年間6回程度の講座を開催します。

* 0.6百万円/年×5年＝3百万円

(2) 森づくりリーダー

森づくりボランティアの経験者で、森づくりボランティアを指導する立場の人材を育成します(25人)。

また、育成したリーダーを森づくりボランティア活動の場に派遣し、活動を活発化します。

* 1.2百万円/年×5年＝6百万円

(3) はまレンジャー

10ha以上の大規模な市民の森で来園者に森の情報を提供し、案内を行うはまレンジャーを養成し、活用します(25人)。

* 0.8百万円/年×5年＝4百万円



2 愛護団体活動アップ支援事業 【新規】

市民の森愛護会、ふれあいの樹林愛護会等で、維持管理水準等を高めるため、より積極的に活動を展開する団体等に対し、新たに、必要機材や技術についての支援等を行います。

* 50団体×0.1百万円/年×5年＝25百万円



3 森づくりボランティア活動助成事業 【新規】

ボランティアが森の保全活動を自主的、計画的に進めることが出来るよう、活動を支援するための助成制度を創設します(鎌、のこぎり等の道具の購入、活動たより等作成等)。

* 0.2百万円×延べ195団体＝39百万円

別紙 1-3<樹林地を守る>

◎利活用促進（里山を活かした楽しみと資源の活用）

森の楽しみづくり

横浜の貴重な森が「人と生き物がふれあう森」、「老若男女にとって、わくわく・うれしい・楽しい森」になり、その恩恵を市民一人ひとりが受けることができるよう、森の存在のPRを進めると共に市民にとって存分に活用できる仕組みを作っていきます。

「北の森」(新治地区周辺緑地帯)や「南の森」(円海山周辺緑地帯)をはじめとして各地区で展開し、樹林地保全に対する市民の理解と協力を促進します。

※ 写真は全てイメージです

1 景観の森・生き物の森事業 【新規】

市民の森等に、新緑や紅葉等が美しく、野鳥や昆虫が好む樹木を新たに植樹します。

* 1百万円×25ha=25百万円



2 森の中のプレイパーク事業 【新規】

「北の森」、「南の森」などの樹林地の一角に、落ち葉プール、木の砂場、ツリーハウス等を活用した樹林地版プレイパークを設置し、木とのふれあいを通じ森林環境を考える心を育てる「木育」の実践等を行います。

* 初期整備費:5百万円×5箇所=25 百万円

* 運営費等 :5百万円×延べ 15 箇所/5年=75 百万円
(1年に1箇所ずつ順次整備)



【北海道立旭川 21 世紀の森「森林学習展示館」】
(北海道上川支庁ホームページより掲載)
「木の砂場」:木枠の中に直径4cm 程度の木の玉が敷き詰められた木製遊具

3 森の収穫物体験事業 【新規】

竹林や農地のある市民の森等で、その森で採れる収穫物を用いた「森の恵みレストラン(イベント)」を開催します。

* 0.4 百万円×4箇所×1回/年×5年=8百万円



【森の恵みレストラン】

4 里山ライフ体験事業 【新規】

里山の景観と古民家を活用した生活・慣習や間伐・田植え等を楽しむ里山ライフを体験していただきます。

* 0.1百万円×2箇所×2回/年×5年=2百万円



5 健康の森事業 【新規】

市民に身近な市民の森等をコースに組み込んだ健康ツアーやウォーキングを各種団体等と連携し、開催します。

また、距離標を設置します。

* 距離標設置費 :0.5 百万円×10 箇所=5百万円

* イベント関連費:0.1 百万円×18 区×1回/年×5年=9百万円



6 横浜の森の自然・生き物情報発信事業 【新規】

市民の森等の周知・利用促進を図るため、自然・生き物情報をパンフレット等で提供します。

* 調査費、パンフレット等製作費など(21 年度のみ):9百万円

森づくり市民提案制度の創設

市民から、森づくりの活動に関する提案を募集し、優れた提案の実現を支援する市民提案型事業を創設します。

1 みどりの夢かなえます事業 【新規】

市民自身が直接参画して森を守り育てていくために、市民提案型事業を創設します。森づくりに特化した市民提案制度とし、市民協働による樹林地の維持管理を推進します。

* 3百万円×3件×5年=45百万円



<富山県ホームページより掲載>

市民提案事業

木材製品の作成、設置
森づくり研修の開催など



※写真はすべてイメージです

明るい良好な森として市民協働で維持管理を推進



森の資源循環促進

森を管理することで生じた間伐材やせん定枝等、森に眠る貴重な資源を活かし、利活用を図ります。また、横浜の森オリジナルの木製品をつくり、販売する等の可能性を検討します。

※ 写真はすべてイメージです

1 間伐材資源循環事業 【拡充】

森の手入れの促進、ボランティア活動の活発化を図るため、森林管理で生じたせん定枝や間伐材をその場でチップ化し、園路に敷く等、森での活用を進めます。

また、間伐材等木質バイオマスの更なる利活用や間伐材製品の商品開発、展示、販売、PR等の可能性を検討します。

＊ 間伐材チップ化促進

（チップー貸出しによるチップ化延べ 600 回）

17 百万円×5年＝85 百万円



【チップ化作業の様子】

（長野県須坂市役所ホームページより掲載）

2 間伐材活用クラフト作成事業 【新規】

間伐材からクラフト素材を作成し、「北の森」「南の森」「環境活動支援センター」をはじめ、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。参加者は用意された素材を使い、自分だけのオリジナル木製品を作成します。

＊ クラフト素材製作費等

2百万円/年×5年＝10 百万円



【間伐材クラフト例】

（洞爺湖ガイドセンターホームページより掲載）

ウェルカムセンター等の整備

愛護会や森のボランティアの活動を活性化し連携を深めるため、活動拠点を整備します。

また、大勢の市民が横浜の森を利用し、その魅力を実感できるよう、活動拠点機能をあわせ持ったウェルカムセンターを整備し、森のボランティア活動への理解と市民参加を促進します。

* 写真はすべてイメージです

1 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業 【新規】

愛護会や森づくりボランティア活動を活性化するために、維持管理活動が活発に行われている市民の森等を中心として、道具置き場や間伐材の加工ができる小屋等(50㎡程度)を整備します。

* 24 百万円×5か所=120 百万円
(設計費、基盤整備費を含みます。)



【NPO 法人新里昆虫研究会活動小屋】
(NPO 法人新里昆虫研究会ホームページより掲載)

2 ウェルカムセンター整備事業 【新規】

市民の森等に市民が気軽に立ち寄れる場所として、ウェルカムセンター(175㎡程度)を設置します。森の散策情報をはじめ、イベント情報や展示などの情報発信をするとともに、来園者に森の情報提供や案内をする「はまレンジャー」を配置し、市民が利用しやすい環境をつくります。

また、ウェルカムセンターの一角に愛護会等の活動拠点の機能を備えることで、愛護会等活動に対する市民の理解を深める、活動への参加促進を図ります。

* 51.5 百万円×5か所=257.5 百万円
(設計費、基盤整備費を含みます。)



【裏磐梯ビジターセンター】
(裏磐梯ビジターセンターホームページより掲載)

森林教室等の開催

「北の森」（新治地区周辺緑地帯）、「南の森」（円海山周辺緑地帯）、環境活動支援センター等を活用し、体験学習や出前講座等、樹林地の特性を活かした多様なメニューによる環境教育を区役所等と連携して推進します。

1 森の恵み塾事業 【新規】

樹林地保全に関心のある市民を対象に、森づくりボランティアへのステップアップにつながる森林教室を区役所等と連携して開催します。

* 0.5 百万円×3拠点×12 コース/年×5年=90 百万円

※写真はすべてイメージです



緑地保全制度による地区指定拡大と買取り

緑地保全制度の適用対象面積の引き下げや新たな制度の導入を検討します。また、緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、「市民の森」、「源流の森」、「特別緑地保全地区」などの地区指定を推進します。また、土地所有者の税負担の軽減や維持管理支援を図るとともに、いざというときの買取りなどによって樹林地の保全を図っていきます。

1 特別緑地保全地区指定等拡充事業【拡充】

(1) 地区指定の考え方

土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、固定資産税等の減免や維持管理等の負担軽減ができる「市民の森」や「源流の森」、「緑地保存地区」の指定を推進します。

さらに、相続時の8割評価減などのメリットがある「特別緑地保全地区」の指定を拡大していきます。

また、これまで以上にきめ細かい保全策を講じるために、「特別緑地保全地区」や「源流の森」の指定面積要件を「5,000㎡以上」から「1,000㎡以上」への引き下げ、都市緑地法に基づく小規模緑地(300㎡以上)を対象とした「市民緑地」、土地所有者と市が協定を締結することにより土地所有者の管理の負担軽減や相続時の2割評価減などのメリットがある「管理協定制度」の導入を図っていきます。

(2) 事業の進め方

土地所有者アンケートの結果等により、土地所有者に緑地保全制度が十分に理解されていないことが判明したことから、制度の概要、制度拡充の方向性、指定のメリット等について、さらにきめ細かく周知・PRを図るとともに、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定を積極的に進めます。

地区指定を行った土地については、原則として特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区の指定を条件に、相続等不測の事態に対応した買取りを行います。

(3) 積算の考え方

特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定面積(既指定分を含む)のうち、本市所有でない面積に過去の単年度買取面積割合3%を乗じて買取り面積及び事業費を算出しております。

なお、土地の買取りに際しては、今後、増大する事業費に対応するため、積極的に国費を導入していきます。

新規拡充施策	5か年の合計
事業費	440.8 億円
買入れ事業費	416.4 億円
測量費	24.4 億円
うち一般財源	89.4 億円
指定予定面積(ha)【市街化区域】	69ha
買取面積(ha) (49千円/㎡：平均実績単価)	36ha
指定予定面積(ha)【市街化調整区域】	1,050ha
買取面積(ha) (21千円/㎡：平均実績単価)	115ha

【参考】保全施策の概要

(1) 横浜市の条例による制度(土地所有者との10年以上の契約による指定)

市民の森	源流の森	緑地保存地区
おおむね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	市街化調整区域内のおおむね5,000㎡以上の一団の樹林地 (適用対象面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討)	市街化区域内のおおむね500㎡以上の一団の樹林地
土地所有者等への優遇措置等の内容		
① 固定資産税・都市計画税の減免 ② 緑地育成奨励金 ③ 更新時の継続一時金交付	① 固定資産税の減免 ② 更新時の継続一時金交付	① 固定資産税・都市計画税の減免 ② 更新時の継続一時金交付 ③ 緑地相談制度

(2)法による制度

特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区
おおむね5,000㎡以上の一団の良好な自然環境を形成する緑地(適用対象面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討)	近郊緑地保全地域内の緑地で樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地
土地所有者等への優遇措置等の内容	
① 固定資産税評価額が1/2 ② 相続税評価額8割減(山林及び原野) ③ 相続税の延納利子税の利率の引き下げ ④ 相続等不測の事態等に、土地を買入れる旨の申出が可能	
市民緑地	
都市計画区域内の300㎡以上の一団の土地	
土地所有者等への優遇措置等の内容	
① 地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理負担の軽減 ② 契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減 ③ 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税	
管理協定制	
特別緑地保全地区等土地の所有者と地方公共団体などが協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度 協定期間は5年以上20年以下 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要な施設の整備に国の補助制度がある。	
土地所有者へのメリット	
① 地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減。 ② 特別緑地保全地区においては、相続税は特別緑地保全地区としての評価源に加え、契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減。	

別紙 2-1<農地を守る>

◎継続保有の促進（できるだけ持ち続けてもらう）

生産緑地制度等の活用

市街化区域に残された農地の固定資産税等の負担を軽減するため、生産緑地の指定を進めます。また、都市公園事業の借地公園制度（無償借地）を活用し、農園付の公園の整備を図ります。

1 生産緑地制度の活用【拡充】

生産緑地制度を積極的に活用することで、指定拡大を図ります。

2 農園付公園整備事業 【新規】

年々減少する農地について、借地公園制度を活用して分区園を主体とする都市公園を整備することにより、大部分を農地の形態のまま保全活用を図ります。

また、広場等を設け、身近な公園としても活用します。

(1) 分区園について

公園施設の1つで、公園内の一区域を複数の分区に割り、市民が野菜や花などを栽培することができ施設をいいます。1区画は、30㎡から50㎡です。

現在、市内には、3公園に分区園があり、指定管理者が管理運営を行っております。

(2) 積算の考え方

ア 5箇年事業費 750 百万円

イ 単年度事業費 150 百万円

(ア) 1,000 ㎡×5箇所

(イ) 5,000 ㎡×2箇所 計 1.5ha/年

ウ 5年間整備面積 1.5ha×5年間 = 7.5ha

(3) 整備(施設)イメージ

敷地規模5,000㎡程度の場合

事業費:50百万円

分区園 52~55区画(30㎡/区)

駐車スペース 30台程度

広場、用具庫、トイレ、小屋等

農園付公園の整備イメージ



(3) 借地公園制度による農園付公園のメリット

土地所有者	<ul style="list-style-type: none">・土地の大部分を農地の形態のまま所有し続けることが可能・固定資産税及び都市計画税の減免・20年以上の契約の場合には、相続税の4割評価減
市民	<ul style="list-style-type: none">・食の安全に関心が高まっている中で、自らの手で栽培、収穫を楽しむ機会が多く得られる・一定規模の良好なオープンスペースが確保される

【参考 若草台第二公園（青葉区）分区園】



地産地消の推進

地産地消を進めるための共同直売所の整備支援を行います。また、畑や栽培温室で完熟した果物を収穫体験できる農園の増設を進めます。

1 共同直売所の設置支援事業 【新規】

共同直売所は、より鮮度の高い品揃えのある地場農産物を購入できるなど消費者ニーズが大きいことに加え、体験農園等と組み合わせることで市民が農に親しみ理解を深める場となること、地産地消の推進につながるなど、都市農業を発展させる上で大きな役割が期待されます。

共同直売所(2箇所)の設置に対し、支援を行います。

* 200百万円×50%補助×2箇所=200百万円

想定規模(敷地面積:2,000㎡、建物面積:400㎡、駐車場:50台、付帯設備)



2 収穫体験農園の開設支援事業 【新規】

ブルーベリーやイチゴといったもぎ取り体験ができる農園は、収穫だけを体験できる手軽さと味の良さなどから、近年人気が高まっており、市民が身近に地域の生産物を味わえる場となっています。また、収穫体験農園は、多品種・高品質生産など農業の多様化につながることから、都市農業としての将来性が大いに見込まれる一方、開設には、高度な設備や生産販売技術が必要です。

収穫体験のできる施設の設置に助成を行うとともに、農園案内等への支援を行います。

* 吊棚等資材購入費の50%補助、農園案内等支援:
293百万円

5ヵ年設置目標

ナシ・ブドウ	13ha
カキ	5ha
ブルーベリー	2ha
ミカン	2ha
イチゴ(ハウス)	1ha
合計	23ha



施設の省エネルギー化の推進、 生産用機械のリース方式による導入

農業経営の存続の危機を招く燃料価格の高騰に対応し、農業生産温室等の省エネルギー化を進めることで、農業経営の安定化を図るとともに、環境負荷を軽減します。

また、農業経営を効率的に進めるために必要な農業機械等をリース方式により導入します。

1 施設の省エネルギー化推進事業 【新規】

農地の保全には、農業者が継続して農業経営が行えることが必要ですが、燃料価格の高騰により危機的な状況になっているため、省エネルギーの推進に積極的に取り組みます。特に、より効果的な技術が開発されつつある生産温室について、先進的な技術の導入により省エネルギー化を一層推進するため、通常の温室に加えて設置される、二重ハウスや保温用カーテンなどの省エネ型施設の導入費用に対して、助成します。

* 1.8百万円/10a×80%×120棟=173百万円、ほか

2 生産用機械のリース方式による導入事業 【新規】

能力や意欲はあるが、経営規模が小さいため、高性能の農業機械を導入できない農家が、地域で共同利用する場合に、リース方式による導入を支援します。

リース方式は、購入と比べ、資金借入時の担保提供が不要で、税金や登録の問題もなく、互いが利用を融通しあうことにより、農地が保全できます。

市が、機械利用組合からの申込を受け、リース事業者の機械購入に助成し、リース料の軽減を図ります。

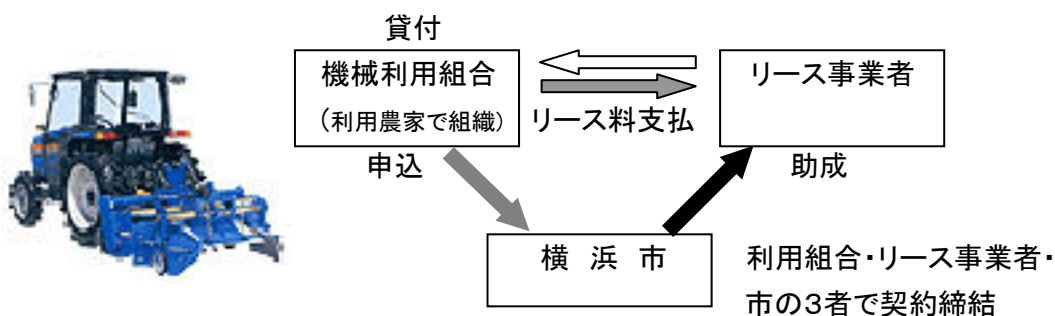
* 3百万円×50%×20件/年×5年=150百万円

多機能型大型トラクター等導入機械標準額

(参考)機械利用組合総負担額

3百万円×50%×20件/年×5年×料率(1.2)=180百万円

【リース事業のイメージ】



田園景観や水田の保全対策

農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの環境面を評価し、水利組合など地域の農地管理を行う団体等に奨励金を交付し、農地管理と景観保全を図ります。

1 集团的農地の維持管理奨励事業 【新規】

農地は、農作物を供給する生産の場であると同時に、地域の住民の生活にうるおいと安らぎをもたらし、多くの市民がその景観を享受しています。しかし、都市という立地条件に起因する、道路水路の清掃や管理、ゴミの投げ捨て対策、路上駐車対策など、営農環境を保つための維持管理が日々必要となっているのが現状です。これらの管理は、水利組合、土地改良区などの農業者の団体が行ないます。管理にかかる労力、費用は大きく、農地の荒廃をもたらす一因となっています。

市民と協働し管理に取り組む団体に対し支援を行います。

* 集团的農地の維持管理奨励：50千円/ha×500ha/年×5年＝125百万円

2 水田保全契約奨励事業 【新規】

水田は、優れた田園景観を構成するのみならず、洪水防止機能や気候緩和機能など都市環境の保全上も重要な役割を担っています。しかし、収益性が低いことから、畑への転換や荒廃地化することが多く、年々減少の一途をたどっています。

市民共有の貴重な人為的自然環境として水田を保全するため、市との一定期間の契約を条件に支援を行います。

* 水田保全契約奨励：0.3百万円/ha×50ha/年×5年＝75百万円

<参考> 水田の多面的機能

機能	内容
洪水防止機能	水田が雨水を貯め、ゆっくり放出することにより、洪水を防止・軽減する。
気候緩和機能	水面からの蒸発により気候(気温)を調整。また、農作物の光合成や蒸発散による光や熱の吸収により気温を下げる働きを持つ。
大気浄化機能	二酸化炭素を吸収し酸素を発生させるだけでなく、大気汚染物質である亜硫酸ガスや二酸化窒素等も吸収し無害な物質に変える働きを持つ。
景観・文化機能	「ふるさと」「田舎」のイメージで心に安らぎを感じるだけでなく、その地域の歴史や文化の伝承を担う。
生物多様性	水田及び用水路に生息する水田生物を育てる。都市の中で生物多様性を支える。

生産基盤整備の拡充

農地は、生産の場としての安定的な経営が可能となることによって保全されます。

そのため、従来から、圃場整備や農道の整備は実施してきましたが、とくに、畑地かんがい施設整備は幅広い作物の栽培や多様な経営形態の選択が可能となり、農地の貸し借りの促進や市民農園等の設置にも役立つなど、農地の保全に効果的です。

小規模の農地を対象とした畑地かんがい施設は、整備対象としてきませんでしたので、面積等の事業採択要件を緩和し、防災協力農地の登録を条件として整備を行います。地震等の発災時には、井戸のある避難場所として確保できます。

1 かんがい施設整備事業 【新規】

要件緩和の内容

従来、畑地かんがい整備は2ha以上の面積等を採択の要件としていましたが、この面積を緩和し、防災協力農地指定地での小規模集団農地への整備を可能とします。

現行			拡充		
項目	要件	補助率	項目	要件	補助率
畑地かんがい整備	3戸以上 2ha以上	農業専用地区 100%	畑地かんがい整備	3戸以上 1ha～2ha未満 防災協力農地	100%
新規			項目	要件	補助率
			簡易畑地かんがい整備	0.5ha～1ha未満 防災協力農地	50%

※ 簡易畑地かんがい:おおむね40m程度の深さの井戸から取水しているかんがい整備

* 畑地かんがい整備(3地区)
60 百万円×3地区×100%=180 百万円

* 簡易畑地かんがい整備(4地区)
5百万円×4地区×50%=10 百万円

不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備

農地への不法投棄対策として、監視警報装置を設置するとともに、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、周辺環境に配慮した農業を進めるため、農薬飛散や臭気対策、作物残渣^き処分の推進のため必要な施設等整備を支援します。

1 不法投棄対策事業 【新規】

農業専用地区などは、夜間人目につきにくいことから、不法投棄が多発しています。

そこで、不法投棄監視警報装置を設置し、管理します。

また、警備会社へのパトロール委託を行うとともに、地域住民と農業者の合同の清掃活動などを支援します。

- * 監視警報装置設置・維持管理 : 63 百万円
不法投棄監視警報装置 10 地区、30 基
- * 警備・住民によるパトロール等 : 35 百万円
パトロール委託 10地区
合同の清掃活動 20地区



2 環境配慮型施設整備事業 【新規】

農薬飛散や臭気、野焼きなど、農業活動に伴い生じる周辺住民とのトラブルを軽減するため、農薬飛散防止ネット、野焼きに替わる剪定枝の堆肥化機械など、必要な資機材等の導入支援や、牧草による土砂流出防止などにより、周辺環境との調和対策を進めるとともに、より効果的な農作物残渣^きの処分方法についても検討を行います。

- * 周辺環境に配慮した生産環境整備: 294百万円
農薬飛散防止ネット設置 32ha
堆肥散布を短時間で行う機械 12台
剪定枝の堆肥化機械 6組
牧草による周辺環境対策 40地区
農作物残渣^きの処分方法の検討



機械作業の受託組織の育成

農業者の高齢化や後継者不足によって、機械の使用が困難になり、耕うんなどの農作業ができなくなり、農地の荒廃化が進んでいます。

そこで、農作業を機械作業で請け負う受託組織を育成し、農地の荒廃化を防止します。

1 機械作業受託組織育成事業 【新規】

(1) 組織設立の検討・準備

機械作業を希望する農家や受託可能な農家・組織等のヒアリングを行いながら、農作業の種類や規模等地域の実情にあった組織設立の検討・準備を行います。

- * 1百万円×3地区=3百万円
(各地区準備・検討会10回開催、各組織の提案等を行います。)

<参考> 機械作業の受託組織とは、労働力のない農家から作業料金を受け、機械作業を請け負う組織のこと。

(2) 受託組織育成

受託組織を設立し、作業メニューの設定や、オペレーターの育成などの組織の活動を支援します。

- * 0.3百万円×3地区×平均3年=3百万円



(3) 機械導入助成

農作業受託組織が新たに導入する高性能の農業機械の導入に対して、助成します。

- * 受託用農業機械：17百万円×100%×3地区=51百万円

主な導入機械 (例)	高性能トラクター	4.5 百万円
	高速代 ^{しろ} かき機	1.6 百万円
	乗用型田植え機	1.8 百万円
	自脱型コンバイン	5.5 百万円
	水稻乾燥機	2.2 百万円
	野菜自動定植機	1.4 百万円
	計	17.0 百万円

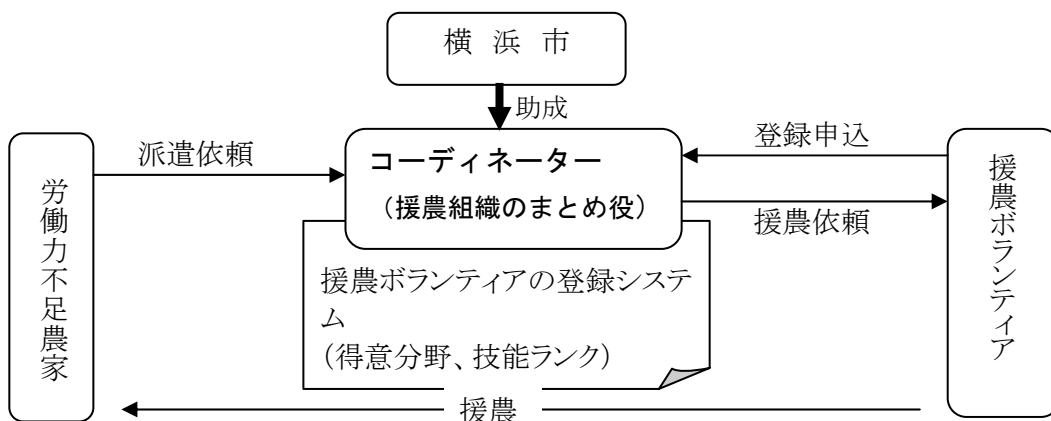
コーディネーターの活用

集団的な優良農地の中に高齢化等による労働力不足農家や、非農家所有の農地が生じた場合、管理が行き届かず荒地となり、周辺農地に悪影響を及ぼし、地域全体の生産力を低下させてしまいます。

そこで、このような農地でも援農や市民農園を活用して耕作が継続できるよう、課題を抱えている農地所有者をサポートするコーディネーターを育成し派遣します。

1 担い手コーディネーター育成・派遣事業【新規】

(1) コーディネーターによる援農の拡大



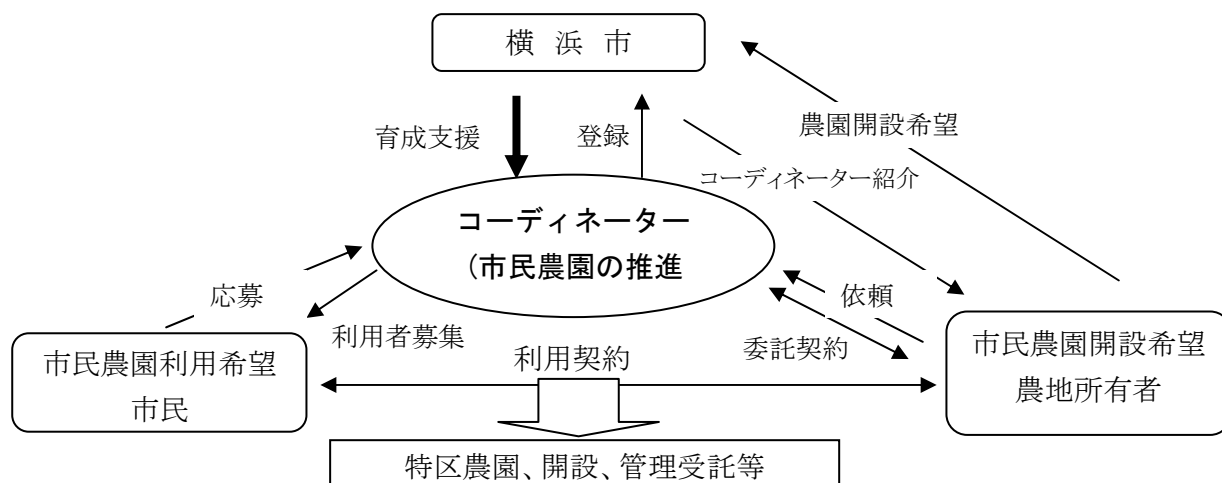
* 2組織×3百万円×5年=30百万円

援農コーディネーター育成講座

労働力不足農家と援農ボランティアとを結ぶ組織の運営をするコーディネーターを育成します。

* 1百万円×5年=5百万円

(2) コーディネーターによる市民農園の増設



農園開設コーディネーター研修

農園開設に必要な手続き、農園設計方法などの研修を行い、修了者を登録し、開設希望者に紹介します。

* 0.8百万円×5年=4百万円

農業後継者・横浜型担い手育成

優れた農業経営を実践している農家の指導により農業後継者を育成するとともに、都市に良好な緑空間を提供し、新鮮で安心な地場農産物を供給する意欲的な横浜型担い手農業者に対し、その営農活動を支援します。

また、農業に参入希望する福祉法人や企業などへの農地の貸付を支援します。

1 農業後継者・横浜型担い手育成事業 【新規】

(1) 農業後継者の育成

新規就農予定者は栽培技術や販売知識などが未熟であるため、優れた農業経営を実践している農業経営士（県認定）のもとで研修を行い、栽培技術や販売方法などを修得します。

- * 農業経営士講師謝金 0.1 百万円×18 人/年×5年＝9百万円
年間新規就農者30人の6割

(2) 横浜型担い手像の明確化と支援（横浜型担い手農業者の育成）

農業経営基盤強化促進法に基づき、労働時間の短縮や経営規模拡大などを目指す「認定農業者」は、小規模で多様な農業が営まれている横浜では、ほとんど国の支援基準を満たしませんが、農地を適正に保全し、市民に農産物を供給するうえでなくてはならない農業者として、市が支援を行います。

また、国の認定農業者のほか、環境に優しい農業を実践し、地産地消を積極的に推進するなど、市民が期待する農家（横浜型担い手農業者）に対し、経営改善に必要な機械・施設の導入等に支援します。

- * 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者（補助率 50%）
2百万円×50 件×50%＝50 百万円
- * 横浜型の担い手農業者（補助率 30%）
2百万円×50 件×30%＝30 百万円

【横浜型担い手像】

環境保全型農業推進者や直売ネットワーク参加農家など。環境に優しい農業を実践し、地産地消を積極的に推進している意欲的な農業者

- ① 法に基づく認定農業者 176人(H20.3.31)
- ② 横浜市独自の環境保全型農業推進者 208人(H20.3.31)
- ③ 直売ネットワーク参加農家 291人(H20.3.31) (①～③は重複あり)

農地の貸し手への支援

担い手不足から耕作できなくなった農地を有効利用し、荒廃化を防ぎ、規模拡大を望む農家を支援するため、農業経営基盤強化促進法に基づき市が農地貸借の仲介を行っています。

しかし、現状は3年未満の短期貸借がほとんどで、借り手農家の安定経営が確保できていません。

そこで、規模拡大希望農家が長期間安定的に農地を借地できるよう、農地所有者を誘導します。このことにより、農地の荒廃化の解消と発生防止につなげます。

1 農地貸付促進事業 【新規】

個別施策と積算の考え方

市の仲介により農地を長期(6年以上)貸し付ける所有者に、毎年 10a 当たり 33 千円の奨励金を交付します。

(粗放栽培作物の 10a 当たり農業所得相当額 54 千円－標準小作料 21 千円＝33 千円)

これにより、5か年間で 70ha(新規:30ha、短期から長期へ:40ha)の農地を長期貸し付けに誘導します。

* 奨励金額(5年間合計) : 70ha確保、69百万円



別紙 2-11<農地を守る>

◎**確実な担保**（いざという時の買取りなど）

公的機関による買取及びあっせん

農地については、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで農業の活性化を図り、保全に取り組んでいるところです。しかし、相続税の支払いのため所有者が手放さざるを得なくなった場合に対応するため、市民農園用地に適した農地は市が買収し、市民が利用しやすい農園を開設します。あわせて、優良な農地を規模拡大農家等に集積するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。

1 市民農園用地取得事業 【新規】

特区農園等民設民営で市民農園の拡大を図っていますが、市民の要望が強く※、現在の25ha強の開設面積では要望に応えられていません。特に中心区在住の市民は農園の利用機会が大変少ない状況です。

相続税の支払いのため手放さざるを得ない農地を、市が買取り、市民農園として活用します。また、新しい市民農園に遠距離からの利用が可能な施設（農機具置き場等）を併設するなどにより、収益性を高めます。

* 農地買収費 : $30 \text{ 千円} / \text{m}^2 \times 8\text{ha} = 2,400 \text{ 百万円}$

* 農園整備費 : $4 \text{ 千円} / \text{m}^2 \times 8\text{ha} = 320 \text{ 百万円}$

* 農園管理委託費 : $75 \text{ 円} / \text{m}^2 \cdot \text{年} \times (\text{初年度 } 1.6\text{ha} \sim 5\text{年目 } 8\text{ha}) = 18 \text{ 百万円}$

※ 市民農園の潜在需要:

1万人アンケートの結果、25.3%の市民が「野菜など栽培や収穫を行いたい」としていますので、相当程度の潜在需要があると推定しています。

2 農地流動化促進事業 【新規】

農地を、担い手となる意欲的な農家に集積させていくための事業（農地保有合理化事業）を現在、神奈川県農業公社がおこなっていますので、相続が発生し農地を手放さざるを得ない農家の優良な農地については、県農業公社に買取（中間保有）を依頼します。

買収資金の借入にかかる利子（原則2年間）や売渡までの管理費を補てんします。

* $4\text{ha} \times 1\text{年分}(1\text{年目}) + 8\text{ha} \times 4\text{年分}(2 \sim 5\text{年目})$ の利子 = 270 百万円

* $4\text{ha} \times 1\text{年分}(1\text{年目}) + 8\text{ha} \times 4\text{年分}(2 \sim 5\text{年目})$ の管理費 = 40 百万円

別紙 3-1<緑をつくる>

◎緑化の推進（地域で取り組みれば効果もアップ）

地域緑のまちづくり

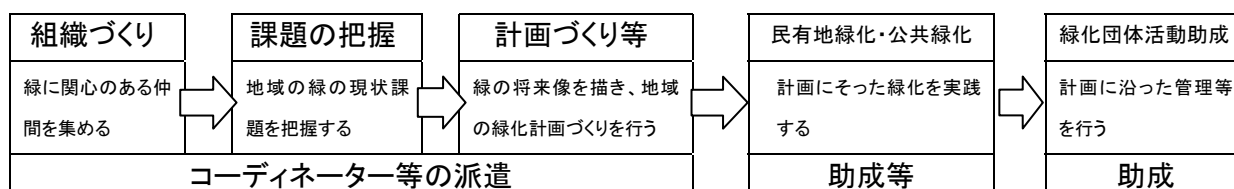
住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画づくり等を支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域ぐるみで推進します。

これにより、緑の増加が実感できるとともに、地域の連帯感の形成も目指します。

1地区あたり3か年を事業期間とし、地域の合意形成から、民有地緑化、公共緑化、団体の活動支援まで、地域における緑の街づくりに対し、一貫した支援を行います。1年あたり6地区（1地区平均30ha程度）着手します。

（注）1地区の規模は、小学校区、連合町会レベルから、単位町会レベルなど、さまざまな大きさが想定されます。

（地域緑のまちづくり進め方）



1 地域緑化計画策定事業 【新規】

地域の合意形成による緑化計画や緑に関するルール策定のためにコーディネーター等を派遣します。また、計画やルールによる組織的な緑化推進や緑の維持管理や啓蒙・広報など、地域の緑化に関する団体活動を助成します。

- * 課題検討・計画検討等 5百万円／地区×30地区 = 150百万円
- * ルール検討等 8百万円／地区×24地区 = 192百万円
- * 緑化団体活動助成 3百万円／地区×18地区 = 54百万円

2 民有地地域緑化助成事業 【拡充】

地域において策定された緑化計画に基づく民有地緑化に対して助成を行います。

- * 地域緑化助成 30百万円／地区×18地区 = 540百万円
- * 屋上緑化助成 30百万円／地区×18地区 = 540百万円

3 公共施設地域緑化事業 【拡充】

地域において策定された緑化計画に連携して、公共施設（学校芝生化含む）や河川、水路等公共用地の緑化を推進します。

- * 公共施設緑化 28百万円／地区×18地区 = 504百万円
- * 公共施設屋上緑化 21百万円／地区×18地区 = 378百万円

【参考】事業費の積算

＜1地区(30ha)あたり事業費＞

(緑化の種類、メニューは地域での進め方や合意した緑化計画により柔軟に対応を予定)

種別	メニュー	概要	事業費 (百万円)
地域緑化計画策定事業 【新規】 (16百万円)	課題検討等 計画検討等	緑被現況調査、ワークショップ、組織 づくり、計画検討等	5
	ルール検討等	ルールの検討及び計画合意形成	8
	緑化団体活動助成		3
民有地地域緑化助成事業 【新規】 (60百万円)	地域緑化助成 (㎡あたり5千円)	助成率 1/2→2/3 上限額 1百万円→30百万円	30
	屋上緑化助成 (㎡あたり40千円)	助成率 1/2→3/4 上限額 0.5百万円→30百万円	30
公共施設地域緑化事業 【新規】 (49百万円)	公共施設緑化 (㎡あたり5千円) 設計:5百万円	学校・保育園・街路樹・区庁舎・河川沿 いの緑化・その他公共施設等	28
	公共施設屋上緑化 (㎡あたり40千円) 設計:5百万円	学校・保育園・区庁舎・その他公共施 設等	21
			125

＜年度ごとの事業地区数＞

種別	メニュー	年度ごとの事業地区数						1地区あた り事業費 (百万円)	事業費 (百万円)
		21	22	23	24	25	計		
地域緑化計画 策定事業	計画検討等	6	6	6	6	6	30	5	150
	ルール検討等		6	6	6	6	24	8	192
	緑地活動団体助成			6	6	6	18	3	54
民有地地域 緑化助成事業	地域緑化助成			6	6	6	18	30	540
	屋上緑化助成			6	6	6	18	30	540
公共施設 地域緑化事業	公共施設緑化			6	6	6	18	28	504
	公共施設屋上緑化			6	6	6	18	21	378
								125	2,358

公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充

民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取り組めます。

また、子どもたちが思いきり芝生に親しめるように、保育園や幼稚園、学校での園庭等の芝生化事業を推進します。

1 民有地緑化助成事業 【拡充】

民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により、市民による緑化の取り組みを支援します。

事業	現況	概要	5か年事業費 (百万円)
保育園・幼稚園 芝生化【新規】	—	助成 5千円/㎡×100㎡×20園×5年	50
区民花壇事業 【新規】	—	助成 10千円/㎡×50㎡×20か所×5年	50
生垣設置事業 【新規】	新設6千円~/m ブロック塀撤去+生垣 9千円/m	ブロック塀撤去+生垣 20千円/m×250m×5年	25
屋上緑化助成 【拡充】	助成率50% 上限額0.5百万円	住宅系用途にも対象を拡大	25
名木古木保存 事業 【拡充】	現在 899本 診断費用の補助50% 上限額100千円	補助内容拡充 指定拡大 20本/年	50
記念樹等生産 配布 【拡充】	人生の記念に対し て、市内生産苗を配 布(無料)	人生記念以外にも植樹用に配布 1年で、1万本	50

2 公共施設緑化事業 【拡充】

公共施設の緑化をさらに推進します。

事業	現況	概要	5か年事業費 (百万円)
公共施設緑化 【拡充】	—	公共施設（学校芝生化を含む）や河川、水路等公共用地の緑化率アップ 20,000㎡/年×5千円/㎡ ²	500

3 公共施設緑化管理事業 【拡充】

公共施設の緑化について、良好な管理を推進します。

事業	現況	概要	5か年事業費 (百万円)
公共施設緑化 管理 【拡充】	—	良好な管理の推進 対象面積：123ha 管理単価：290円/㎡ ²	1,750

街路樹の維持管理

街路樹は、快適な緑陰をつくり、都市に潤いや憩いを与えるとともに、街並みの美観を向上させています。これら街路樹を良好に生育させ、市民に美しく豊かな緑を提供するとともに、歩行者や車両等の安全で円滑な通行を確保するための維持管理を行います。

1 いきいき街路樹事業 【拡充】

街路樹は限られた道路空間のなかで一定の樹形を保つ必要がありますが、維持管理費の減少が続き、せん定回数の減少による、伸びすぎ、茂りすぎが生ずる一方、強せん定が原因となる樹形の乱れ、樹勢の衰退、景観の悪化等への対応が必要となっています。

そのため、街路樹のせん定頻度を高めることで、都市の美観を向上させるとともに、樹木の健全で良好な生育を図ります。

■ 街路樹(高木)のせん定頻度の引上げ

現在のせん定頻度： 平均5年に1回程度（H20 予算 2.7 億円、対象高木数 26,722 本）

今後の計画： 3年に1回程度（H21 見込 4.2 億円、対象高木数 44,537 本）

* 約 150 百万円 (H20 予算からの増嵩分) × 5か年 = 約 750 百万円



強せん定されたケヤキの樹形



適切にせん定されたケヤキの樹形

【参考】 維持管理経費全体及び街路樹(高木)本数の実績・今後の見込み

維持管理経費には、街路樹(高木)のほか、中低木の維持管理費等も含まれます。

また、今後の見込みについては、高木のせん定頻度を「3年に1回程度」として算出しました。

<実績(過去10年)>

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20(予算)
維持管理決算(百万円)	763	756	676	722	689	597	562	567	650	748
維持管理対象のうち、街路樹高木本数(千本)	126	127	129	130	130	131	132	133	133	134

<今後の見込み(対象量の増加と維持管理経費)>

年度	H21(見込)	H22(見込)	H23(見込)	H24(見込)	H25(見込)
維持管理予算(百万円)	901	905	909	916	920
維持管理対象のうち、街路樹高木本数(千本)	134	135	135	136	136

2 横浜みどり税条例における税の軽減措置について

(1) 緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

ア 内容

緑化地域制度や緑の環境をつくり育てる条例等に定める緑化基準を超えて5%以上、上乗せして緑化を行い、横浜市建築物緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地のうち、一定の条件を満たすものについては、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入します。

既存、新設を問わず対象とし、導入により緑の保全と創造を推進していきます。

イ 対象

緑化地域制度等に伴う緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行った建築物の敷地。(敷地面積500㎡以上で緑化認定証の交付を受けたものに限りです。)

[緑化基準]

(ア) 緑の環境をつくり育てる条例

敷地面積	500㎡～1,000㎡未満		1,000㎡以上	
	商業系 用途地域	その他の 用途地域	商業系 用途地域	その他の 用途地域
工場等	5%	5%	10%	15%
工場等以外	5%	5%	5%	10%

(イ) 横浜市開発事業の調整等に関する条例

開発事業面積	500～1,000㎡	1,000㎡以上
商業系用途地域	5%	5%
その他の用途地域	5%	10%

斜面地における地下室建築物	建築敷地の10%
---------------	----------

(ウ) 緑化地域

住居系用途地域	10%
---------	-----

(エ) 横浜市工場立地法地域 準則条例

工業専用地域 工業地域	15%
準工業地域	20%
金沢地先埋立地再開発用地	13%
その他の区域	25%

ウ 条件

平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、緑化部分全体を10年間保全する契約を本市と締結しているもの

エ 軽減期間

当該契約を締結した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分

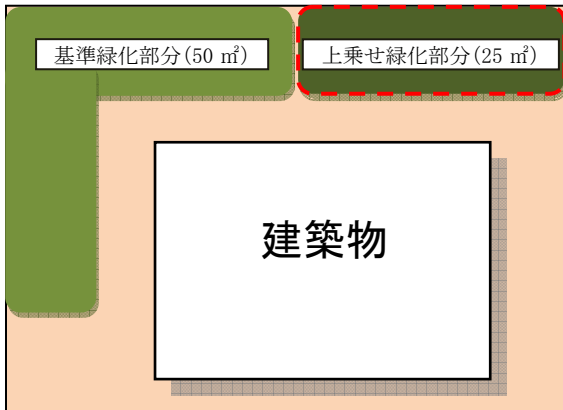
オ 軽減額 上乗せ緑化部分に相当する税額の1/4

カ 対象面積 約 30ha

キ 軽減規模 約 0.5億円/年

【参考1】緑化認定証交付建築物敷地の軽減措置のモデルケース

(事例) 敷地面積500㎡・緑化基準10%・実際の緑化面積75㎡



＜主な軽減要件＞

- ・基準緑化部分: 50㎡ (敷地の10%)
- ・上乗せ緑化部分: 25㎡ (5%以上に適合)
- ・緑化部分全体: 10年間の保全契約締結

＜軽減対象面積＞

- ・25㎡ (全体緑化75㎡ - 基準緑化50㎡)
実際の緑化面積75㎡のうち、基準緑化部分50㎡を差し引いた上乗せ緑化部分25㎡が軽減対象。

＜軽減額＞・25㎡に相当する税額の1/4が軽減対象。

(2) 指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

ア 目的

農業経営上不可欠な農業用施設用地の固定資産税・都市計画税の負担軽減を図り、農業経営の安定と農地保全を推進します。

イ 対象

農家の敷地内等にある農業用施設の用に供する土地(農業用施設用地)

ウ 条件

平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、所有農地等を10年以上耕作すること及び当該農業用施設を10年間継続して利用する契約を本市と締結し、当該施設の敷地として指定を受けているもの

エ 税軽減内容

(ア) 軽減税目 固定資産税、都市計画税

(イ) 軽減額 一般の農業用施設用地の税額との差額相当分

〔住宅敷地等と同じ宅地課税となるため、敷地外にある一般の農業用施設用地と比較して税負担が高い。〕

(ウ) 軽減期間

当該契約を締結し、指定を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分

(エ) 対象面積 約30ha

(オ) 軽減規模 約1億円/年

【参考2】農業用施設用地の例

今回、軽減措置の対象となる農業用施設用地とは、農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に掲げる施設の敷地となります。具体的な例を挙げると、次のとおりです。

1 農用地等の保全又は利用上必要な施設

農用地等における土壌浸しよく、地すべり等の災害を防止するために必要な溜池、排水路、階段工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要なかんがい排水路、農道、牧道等の施設

2 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(1の施設を除く。)で次に掲げるもの

(1) 農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設、畜舎、蚕室、温室、農産物調製施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(2) 種苗貯蔵施設、農機具収納施設、たい肥舎その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する施設

(3) 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設

ア 主として、自己の生産する農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

イ 主として、自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設

(4) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

【参考3】農業用施設用地の軽減措置のモデルケース

1 想定事例

(市内農家のサンプル調査による標準モデル)

- (1) 農家の敷地全体の面積 743㎡
- (2) 農業用施設用地の面積 215㎡

2 モデル計算例

(1) 市街化調整区域

ア 農家の敷地内の農業用施設用地

(ア) 1㎡当たりの税額

322円/㎡(固定資産税)

(イ) 農業用施設用地部分に相当する税額

69,230円(=322円/㎡×215㎡)

イ 一般の農業用施設用地

(ア) 1㎡当たりの固定資産税額

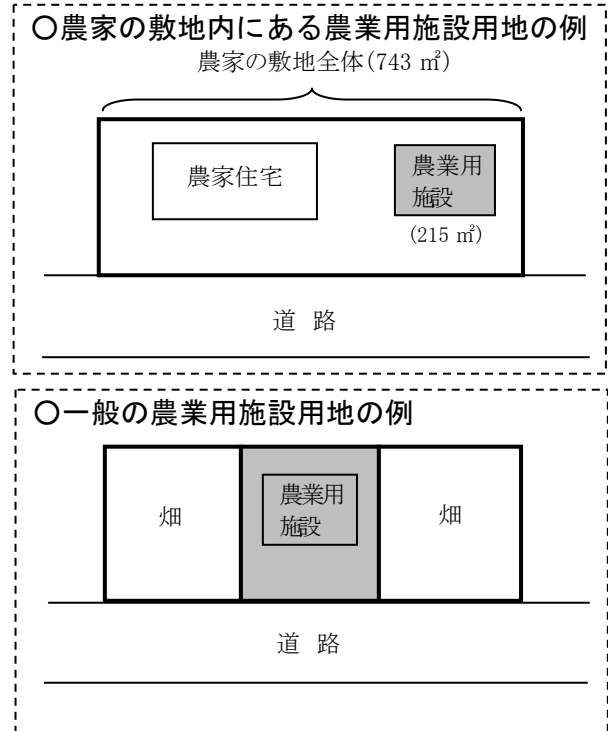
30円/㎡(固定資産税)

(イ) 農業用施設用地の税額

6,450円(=30円/㎡×215㎡)

ウ 税負担の差

62,780円(=69,230円－6,450円 1㎡当たりの差額:292円/㎡)



(2) 市街化区域

ア 農家の敷地内の農業用施設用地

(ア) 1㎡当たりの税額

424円/㎡(固定資産税:322円/㎡、都市計画税:102円/㎡)

(イ) 農業用施設用地部分に相当する税額

91,160円(=424円/㎡×215㎡)

イ 一般の農業用施設用地

(ア) 1㎡当たりの固定資産税額

36円/㎡(固定資産税:30円/㎡、都市計画税:6円/㎡)

(イ) 農業用施設用地の税額

7,740円(=36円/㎡×215㎡)

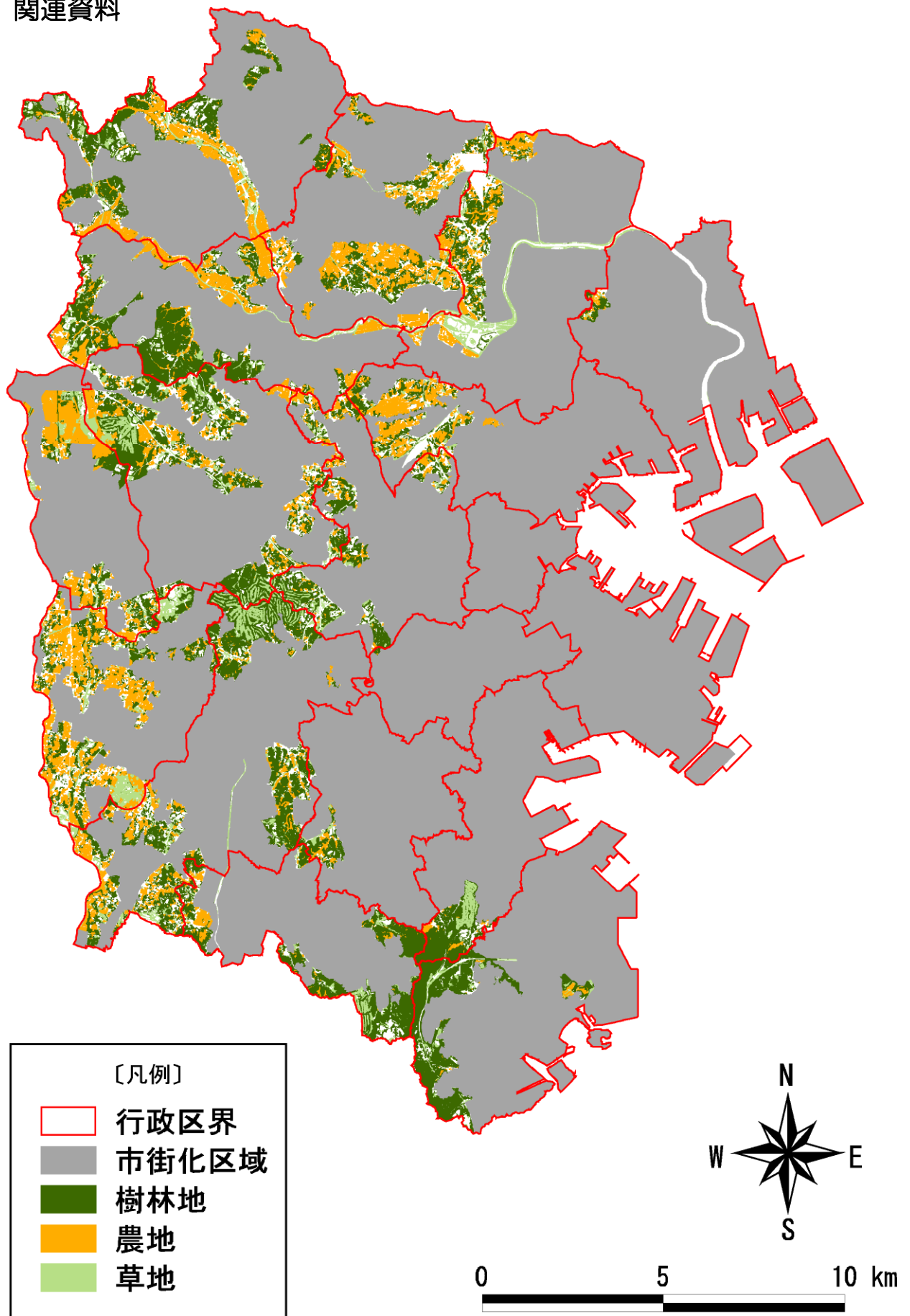
ウ 税負担の差

83,420円(=91,160円－7,740円 1㎡当たりの差額:388円/㎡)

※ 税額は、平成20年度固定資産概要調書の数値を参考に試算した。

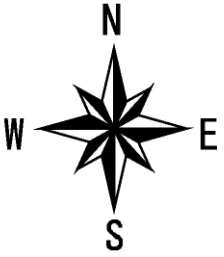
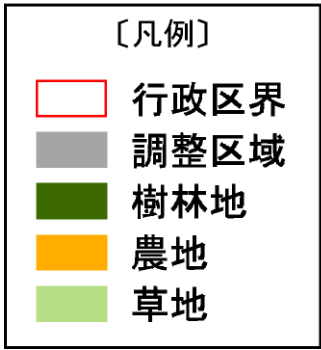
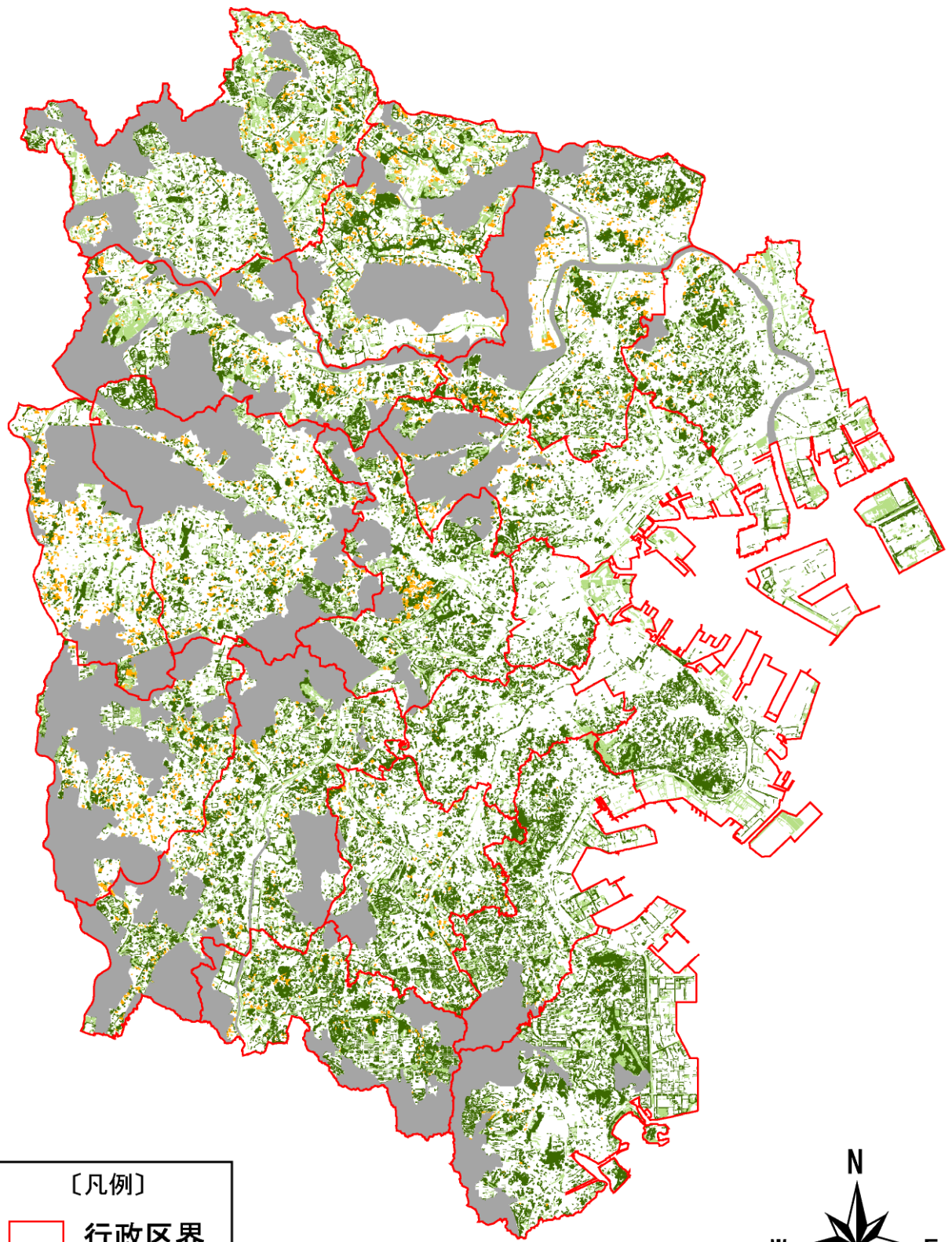
※ 市街化区域の税額については、農業用施設用地の立地条件等を考慮し、市街化調整区域内に所在する宅地とおおむね同等と仮定して試算した。

3 関連資料



※ 平成16年 横浜市第8次緑地環境診断調査より

図 市街化調整区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布



※ 平成 16 年 横浜市第 8 次緑地環境診断調査より

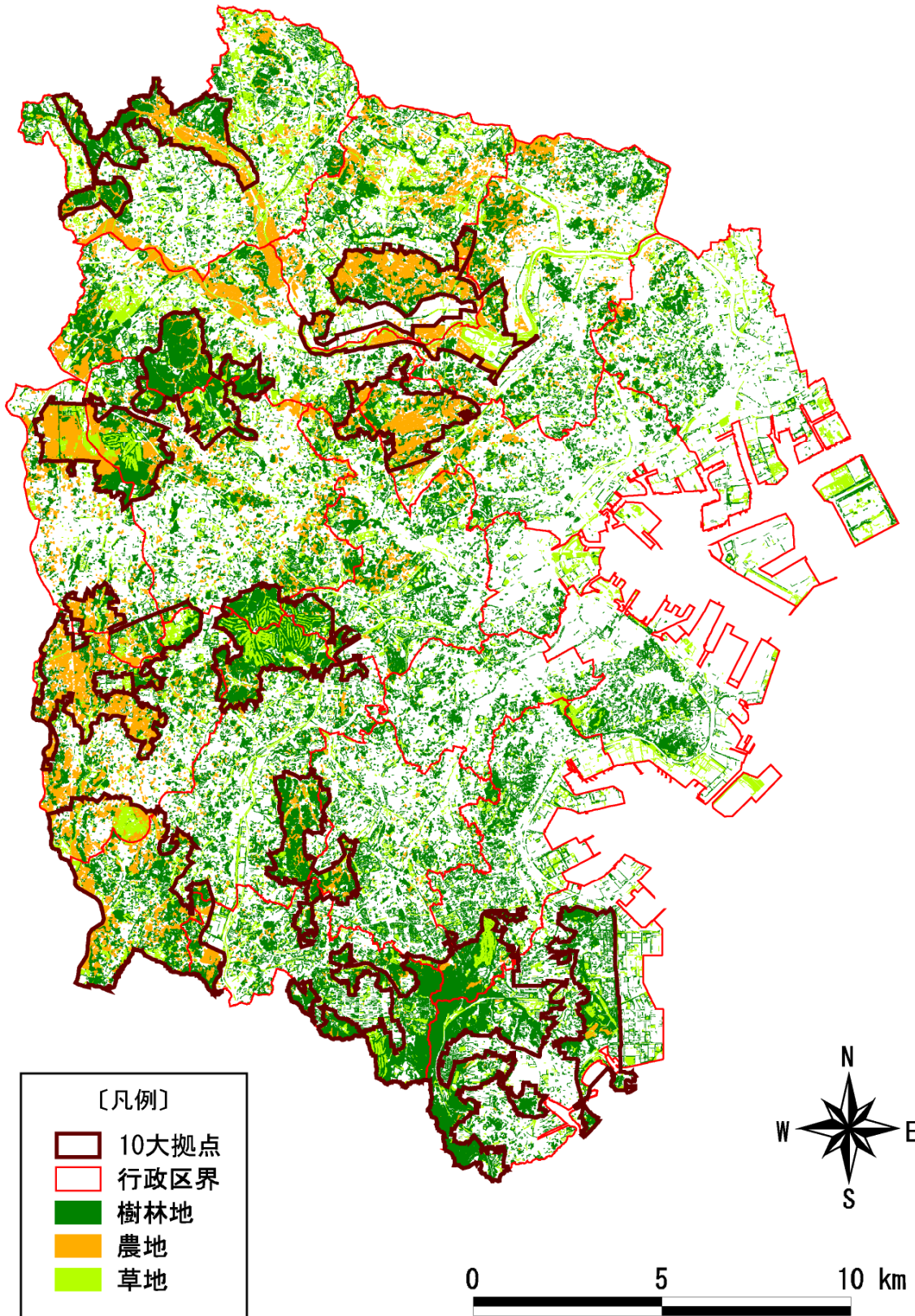
図 市街化区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布

○ 行政区別緑被率の推移

(単位:%)

年 度	昭和50年	昭和57年	昭和62年	平成 4 年	平成 9 年	平成13年	平成16年
鶴見区	20.9	18.0	17.0	15.5	15.3	14.8	14.7
神奈川区	27.4	26.2	25.9	24.3	23.0	24.1	23.5
西 区	11.7	11.6	11.2	10.9	11.4	12.3	13.1
中 区	19.6	16.6	17.1	15.8	15.2	14.8	15.2
南 区	34.4	23.9	20.4	17.8	17.2	15.6	16.0
港南区	31.9	28.4	24.8	23.3	21.3	22.4	23.0
保土ヶ谷区	40.2	36.9	35.3	33.8	32.5	32.5	32.2
旭 区	43.9	42.0	40.3	38.3	36.1	37.8	37.1
磯子区	39.2	33.6	29.6	28.2	27.7	26.4	27.8
金沢区	50.2	38.8	37.4	33.2	33.7	31.5	31.8
港北区	49.6	42.6	34.2	35.3	31.8	28.2	27.8
緑 区	58.2	50.9	41.5	52.2	50.2	44.6	44.3
青葉区	38.7	37.8	34.5	34.0
都筑区	34.7	38.1	38.1	36.1
戸塚区	50.9	47.7	45.0	42.2	40.4	38.5	39.0
栄 区	44.0	47.4	43.3	41.6	40.7	41.7	42.1
泉 区	61.8	52.6	50.7	45.9	44.3	41.9	41.1
瀬谷区	45.8	42.9	40.3	38.4	35.8	36.6	35.9
全 市	45.4	40.3	36.0	33.4	32.3	31.2	31.0

※ 緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向をお示したものです。



※ 平成16年 横浜市第8次緑地環境診断調査より

図 緑の10大拠点